

第三十八回国 参議院地方行政委員会會議録第十八号

昭和三十六年四月二十六日(水曜日)

午後二時十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 増原 恵吉君
理事 小林 武治君
鍋島 直紹君
鈴木 壽君

委員

小柳 牧衛君
郡 祐一君
館 哲二君
西田 信一君
松永 忠二君
中尾 辰義君
杉山 昌作君
政府委員
自治政務次官 渡海元三郎君
自治省税務局長 後藤田正晴君
事務局側
常任委員会 福永与一郎君
専門員

本日の會議に付した案件
○地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増原恵吉君) ただいまから委員会を開会いたします。

きのうに引き続き地方税法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。
○鈴木壽君 きのう住民税で白色専従

者の控除をしない理由についてお聞きしまして、きのうはその理由をお聞きしただけですが、きょうその問題についてもう少しお聞きしたいと思います。

きのうお述べになったのは、白色専従者控除を導入しなかつた理由として、一つは、白色専従者という自体がどうも明確でないという、いわゆる専従者控除の対象になり得るかどうかについてはつきりしておらないというところが一つ述べられたようであり、それからいまいつは、減収が非常に大きな額になるというようなこと、さらに、これと関連するようなこと、ありますけれども、納税者の数が少なくなつてくる、地方税法の本質からいってここに問題がある。それからいまいつは、給与所得者との均衡上、直ちにこの白色専従者控除というものを導入できないと、こういうお話であつたようにお聞きしましたが、この点、私の了解しておるようなことでまとめてみますと、それでよろしゅうございますか。

○政府委員(後藤田正晴君) その通りでございます。

○鈴木壽君 そこでお聞きしますが、第一の白色専従者は明確でないという問題であります。確かに明確でないとも言える面が私もあると思つて、ただ、青色申告の場合、はたしてこれが明確にとらえ得るかどうかというようになつてまいりますと、これは私、必ずしも現在明確に把握できる状態にある

とは言えないと思つて、帳簿上では、確かに仕事の部面と、それから、いわば生活といふ面と、家計の方と分けた記載の仕方を青色ではやりますから、その方では確かに明らかにしておるようであり、実態は、これは必ずしも青色の場合には明確で、白色の場合には不明確だ、こう言えないと私は思つて、たとえば、かりに去年まで白色でやつておつて、今年になつて仕事の実態は何ら変わつておらないけれども、青色に切りかえた、この場合、ちゃんと青色の申告をしたというだけで控除ができるのです、今の制度からいいますと、企業の実態なり、実際の商売なり、それは何ら変わらなくても、あるいはそれが給与支払い者になるというふうな明確に規定できるかどうかというのを別にしても、そういうことができるので、この点から、白色申告の者に対して専従者控除をしないという理由をつけることは、私はちよつと実情とは合わないのじゃないかと思つて、その点どうでしょう。

○政府委員(後藤田正晴君) 御承知のように、青色申告者の場合にも、これは必ずしも経費と純粋に割り切れていゝものではないと思つて、もともとこの制度は、青色申告というものは、申告がどうもうまくいかぬというふうなことで恩恵的に最初で上がったものから、そういう出発点からして、どうも税の理論上はつきりして

次第々に青は経費だ経費だと、こういう世間の御主張が強くなつてきた、これも事実でございます。しかしながら、やはり青色申告においても十二万円なり、現行で言いますと八万円、これで頭打ちをしておるということ、は、およそ経費であるならば、何万円であるうと、実際に給与を支払つておるならば、それだけ認めるのが建前でございます。ところが、それを頭打ちをしておるということは、これはもうその面からも純粋の給与支払い、いわゆる経費としては認められないという理論も出てくるわけでございます。

ただ、青色の場合におきましては、税制の建前としては、企業と家計が分離をしておるということを前提にして認められておるものでございます。従つて、単に帳面をつけただけではいけないので、現実には給与を支払つておるというのでなければこれは認めるべき筋合いのものではないわけでございませう。ただ、実際問題としては、御質疑にありましたように、単に帳面をつける技術がうまければ云々と、こういうことはあるかと思つて、そこで、この青色申告そのものについてのいろいろな問題点が派生をしておる、こういうことも間違いない事実だと思つて、ただ、白色の場合におきましては、青色の場合と経費性がどちらが強いのかといへば、やはりそこにはおのずから差があると思つて、これは、青色の方が企業と家計の分離を前提にいたしまして八万円以内の額において現

実に支払つた額と、こういうことになつておるのに対して、白色の場合には、企業と家計の分離も何もない。そういう前提をとりなさい、要するに、定額で今回七万円所得税においては認めよう、こういう建前でありませう。従つて、青と白と比べますれば、これはやはり経費性は白の場合よりも希薄であるといふことは、これは言ひ得ることだと思つて、そこで、私も青もが申しておりますのは、そもそも青といふ白といふ、ことに白の場合ですが、経費としての性格がきわめて薄い。こういうものを所得税で認める。

そこで、これを住民税にどうするかという場合には、やはり経費でない以上は、これは、今度は住民税の理論というものでこれを受けるか受け入れないかといふことを別個の観点から考へてしかなるべきではないか、こういう建前を申し上げたのでございませう。

○鈴木壽君 まあ、ですから、形式上確かに青色の場合と白色の場合と違つた何と云つても、取り扱ひをしておるし、その限りにおいては違つたんだ、こういうことは私も認めませう。ただ、実態はそうじゃないんですね。だから、さつきも言つたように、現実には単なる帳簿上の技術だけで、今は、ただ、そういうものに根本的に認めることがいゝとか悪いとかいふことになつて、所得税の方でも、あるいは最高の限度を押えるとか、あるいは問題を根本的にやると、また、これはいろいろ論も出てくると思つて

たし、八万円以内の額において現

す。ただ、考え方としては、今になると、単なるこれは青色の場合の専従者控除というのは、当初は、いわば奨励的な報償的なものであったんですけれども、やっぱり一つの所要経費である、給与の一つの支払いだというふうになつてきておると思ふんです。そういう実態から、私は、単なる今の申告、青である、白である、そういう技術的な形式的なことだけで所要経費というものがあるなしというものをとらえることは、これはやっぱり実態に合致しなかつてきているし、さらに、現在までの日本のきわめて零細なごういいう私企業といひますか、私的な企業において、いわゆる給与の、特に家族構成の場合の給与の支払いというふうなことは、きわめて前近代的であるわけなんです。しかし、だんだんこれは私はやっぱり給与は給与として、家族であれだれであれ、はつきりさせていくべきだ、そういう方向になきやならぬと思ふのですが、そういう方向を認めるという意味からいって、実質的に変わらぬ、白青というこの二つの場合を、単なる手続上の問題あるいは帳簿記載上の問題だけで区別して、一方にはいわば優遇措置、一方はそうじゃないというところは、私はやっぱり変なものだと思ふんですが、この点、重ねていかがでしょう。

○政府委員(後藤田正晴君) おっしゃる趣旨はよくわかりました、また、現実にはそういう議論も相当強いのは事実でございます。ただ、青色申告あるいは白色申告、こういったものをどう取り扱うかということで、前回の臨時税制委員懇談会におきましては、むしろ青色申告制度というものが本来の趣旨から離れて乱用をせられておる。従つて、これはやはりしつかりした記帳の条件と、同時に、記帳だけではない、現実に帳簿を裏づけるべき企業と家計の分離のつきりしているものというものに限定をして青色申告そのものをあるべき姿に引き戻すべきである、こういう議論が前回の懇談会ではあつたわけでございます。ところが、今回の税制調査会においては、それは全く逆に、個人、法人の負担の均衡、さらには青色申告と白色申告者の負担の均衡という、むしろ私の見るところでは政策的な観点から先に出て負担軽減の一つの手段として今回のような専従制度の拡充をやると、こういう考え方に変わつてきたと、こう思ふのです。そこで、そういった政策的な観点で考えるんだという考えが正面に出てきました場合には、私どもとしては、これを地方税にはたして取り入れてうまく地方税が運用できるのかどうかという点は、おのずから地方税の理論なり、あるいは地方税の実際問題なり両面から検討して取捨選択をすべきものだろうと、こういう考え方で、地方税としては遺憾ながらこの制度をそのまま取り入れるというわけには参らないと、こういう結論に税制調査会もなりましたし、私どももそういう考え方に相なつたと、こういう次第でございます。

○鈴木壽君 私、先般の税制調査会の結論ですね、いろいろ読んでみて、やっぱり考え方としておかしいと思ふんです、実は率直に言つて。しかし、これをどうのこうのところでやつてもしょうがないと思ひますが、私は率直に言つて、この問題の扱いについての考え方はおかしいと思ふんです。さつきも言いましたように、実際にはやはり給与の額として支払う支拂わぬ、いろいろあるにしても、当然支払うべきものを支払つていないだけの話であつて、それがいわゆる日本の家族労働のいわばさつきも言つたように前近代的な様相だと私は思ふのです。そうして控除というものが生活の最低限の所要経費として控除する建前に立つ限り、今のこういうふうないろいろな控除ですよ、そういうものをやっぱり前提として認めるべきだと思ふのです。が、そういう観点に立つて、やはり私は白色の場合も青色と同様に、額も同じという言葉ではあるいは言わなくても、やっぱり地方税であつても私は当然控除すべきであるというふうな気持ちを強く持つてゐる。そこであなたは地方税のいろいろな考え方、原則といひますか、そういう観点からしてどうもとるべきじゃない。それと当然結びつくことは、きのうあなたがおっしゃいました、私もさつき確かめました減収が大きいか、あるいは納税者の数が少なくなる、そういうことが一つの地方税としての考え方から出てくる問題だろうと思ふ。しかし、地方税でいろいろ負担の分任とか広く浅くとかいろいろなことを言つてゐる、あるいは国税とは違つた独立性を持たさなきゃならぬ、自主性がなければならぬとか、いろいろ原則的なことをよく言ひますのですが、だからといって、たとえば納税者が減るから、あるいは減収があるからといって、当然所要経費として認めべきものを認めないという考え方も私はどうかと思ふ、ですから、どうもあまり地方税の今の実態は、なかなか

地方の財政は苦しいのですから、そういう苦しいことは私も認めますけれども、そういう面だけを押しつけて、従つて、税金はこうでなければならぬというふうないろいろな原則を持ち出したらならぬかというところは私はちよつとおかしいと思ふのですが、きのうも実は申し上げたように、一般的な減税の問題については、そういうことが言えると思ひますが、私はいつそ、青色もこれはだめだというなら、それならそれでまた一つの考え方だ。しかし、私は考え方だと思ふというだけ、それを肯定しませんが、やっぱり実態からしても、あるいは今後このように零細な個人企業の場合にあつたつての控除の取り扱ひとしては、どうしても片手落ちなものというふうに思ふんですがね。

○松永忠二君 ちよつと関連、今鈴木さんからいろいろお話が出ています、税の公平というふうな意味からいふと、所得税で白色申告を新たに認めて、そして所得税の中における白色申告と青色申告については、一応均衡をとるといふか、そういう考え方に変わったわけですね。ところが今度、住民税にそれをね返ささないといふことになれば、そういう税の公平というふうな点について、所得税で考へてゐるような趣旨が地方税において実現できないという、そういう点が出てきていると思ふのです。この点はこれでいいというふうにお考えになつてゐるのか、問題はあつたか、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(後藤田正晴君) まず鈴木先生の御質問に先にお答えしたいと思ひますが、私申し上げておられますのは、いわゆるこれが経費であるということになると、地方税においても私はこれは認めないというところは、なかなか税制上容易な問題ではないと思ふのです。しかしながら、経費としては国税においてもこれは割り切れておりません。税制調査会の答申におきましても、いろいろな議論がございましたが、結局、国税における専従控除の制度の性格についてはともかくとして、この表現で、ついにこれは性格は割り切れないかという問題は、取り入れられなかつたという問題は、取り入れられないかという問題は、地方税として別の観点から考えさしていただきたいのだ、こういう趣旨でお答えを申してゐるのでございます。

なお、松永先生の御質問の、税の公平という観点からいふと、こういう御質問でございますが、所得税と住民税との間における税の公平という問題は、これを認るか認めないかという問題で論議が起ることは、これは私はないのではないかと申します。は、同じように所得課税ではございませぬもの、やはり地方税たる住民税と所得税とは、おのずからその間に税としての性格の相違もございしますので、その点は国税で取つたから地方税で取らなければ公平を害する、こういう問題はなからう、こう思ひますが、地方税たる住民税の中において、青と白との公平の問題はあつたか、これはまさにおっしゃる通りに公平の問題は残ると思ひます。やはり何と申しましても、狭い地域社会で青色申告だけをや

るということであつては、これは實際の問題として青色申告のできる家庭といふのは相当裕福な家庭が多い、しかも、その方が税が軽い、こういうことで、この問題は私も十分將來検討していかなければならぬ問題だと考へております。

そこで、私も率直に申し上げますと、青色申告制度もやめたい。これは第一線の市町村長の切なる希望でございます。そういう私どもは考へ方を持っています。そういう私どもは考へ方も、何分にもこの制度がいれば既得権化したしていることは、これはもう申すまでもないことと考へます。そういったしるすという、今回の税制改正が、とにかく負担増を来たすというような改正は避けるべきである、こういう基本的な考へ方に立つておりましたもので、それから、われわれとしては、この青色申告制度を一挙に廢止をする、こういう段階まで踏み切れなかつた、これが実情でございます。現実問題として踏み切れなかつた、こういうことでございまして、考へ方としては、これは廢止の方向で考へて、青と白との均衡化もはかつていく、そうならば負担が重くなるではないか、こういう問題がございすけれども、私は地方税の住民税としての性格等を考へました場合は、將來財政がこれを許すならば、私は住民税の減税の方向というものは、こういうやり方でなくして、むしろ税率の軽減あるいはまた現在の扶養控除の税額——ただし書きの場合でございますが、扶養控除の税額を、逐次市町村当局の財政の裏づけを講じていくと同時に、その額を高めていく、この二つの方法で私は住民税

の軽減をやつていくべきである、こういう考へ方を持つておるのでございす。

○松永忠二君 私の申すのは、やはりあなたのあとでおっしゃつたように、所得税の中の公平という点で、白色申告の専従者控除が認められて、白色申告者と青色申告者のいゝゆる公平ということ考へなければならぬ。ところが、今度こういう措置をとられたために、むしろ差がますます出てきてしまつた。それはたとえば所得税を納めている個人事業者と、しかも、それで青色申告をしている個人事業者ですね、そういうものと、あるいは所得税を納めない者については、一その差が開いてくるということになると思つておる。だから、今私の言つたのは、所得税を納めている者で青色申告をしていて、それから白色の申告をしていて、その差が一さう開いてくるという結果になる、現在よりはそれはどうなるんですか。私の理解が誤りですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 御質問の内容は、私の方が取り違えておるかもしれませんが、私の見るところでは、従来以上に負担の不均衡を来たすという事はない、こういうふうに考へております。

○松永忠二君 その点は、従来以上に不均衡はないというけれども、所得税を納めている者で青色申告をされていられる者は、青色申告の基礎控除額がふえているんだから、非常に優遇をされていられるから、白色申告の者は、ただ七万円を認められておるだけで、それが所得税だけに認められておる

のであつて、住民税の場合のときには、これは全然認められていないといふことになるんだから、結果的にいへば、ますます差が開いてくるという事になると考へておる。○政府委員(後藤田正晴君) 所得税の場合におきましては、むしろ青と白との不均衡を是正するという事で、従来全然認められなかつた白色を七万円認め、それに就いて従来八万円認めておつた青を原則は九万円、一定の場合に十二万円、こういうことでバランスをとつたわけでございます。地方税の場合には、従来からの制度に全然手を付けていない、従来通りということと考へますので、国税に振り向ける措置をとつたことによつて、むしろ不均衡は国税の面で若干是正をせられておるのであつて、従来以上に不均衡面が拡大をしていくという事は私はないと、こう考へております。

○松永忠二君 それは、そういう説明はその通りだと思つておる。しかし、最初に話したように、所得税の中で不均衡だから、そういう建前をとりながら白色申告の控除は認められた。そういう不公平さが住民税の中であつてもいいんだという理屈に私はならぬと思つておる。だから、所得税の中でそういう修正をする建前を住民税の中でも生かしていくということが本

話の出ている、この白書申告を所得税の中で認めたという建前ですね、趣旨は、やはり一つの自家労働の賃金に相当するもんだというふうな考へ方が進んで、そしてやはり専従者控除というものを認めたと私は思つておる。だから、あなたが盛んに、これはあまい話だとおっしゃるけれども、あまい話などところを割り切つた考へ方の上に立つて所得税の中でそれを認めておるんだから、その考へ方を住民税の中であまい話だからこれは適用できないという言ひ方は私はおかし

いと思つておる。それなら、あなたのおっしゃるようなことであるならば、所得税のところだつて認めるべきではないと思つておる。所得税で認められたのは、そういう今までの事業者の主張が生かされて、これまで不公平だ、またそういう建前を持つておるということと一応認められた、すなわちやはりその建前を住民税に持ち込むべきであつて、持ち込まないことの方が何か正しいんだという言ひ方は、私は首尾一貫しないといふか、國の方針として明らかにこれは矛盾がある、むしろしなかつたのはほかの理由からやむを得ずやらなかつたということになつておる。だから、建前がそういうものではないといふ言ひ方はやはり是正をすべきじゃないですかね。そういう点については、私は鈴木君の言われていることがほんとうであり、その建前に準じて国税の中でもそういうことを認めてきたのだ、この際持ち込みたいところではあるけれども、いろいろなる理由から持ち込めないというならわかるけれども、何かさつきから聞いておる、これが非常に筋が通らないやうな

言ひ方をされるので、まことにどうもその点はおかしいと思つておる。そういうことを私は聞いていて感じておるので、これはどうなんですかね。

○政府委員(後藤田正晴君) 確かに国税で自家労働を認めるといふ点もあつて、それにこたえる意味において認められたのだといふことも、これは私はそういう事情があつたと思つておる。しかし、私が申しておることは、そういう主張があつて認められたし、しかも専従控除制度というものが、特殊な政策的な負担緩和の措置として出されたのだ、そこで、専従控除の性格そのものが、非常に青そのものにすらしあまいであつた、経費性は白よりは強いと思つておる。けれども、切り切れなかつた、そこへ今度は法人と個人の負担の均衡問題が出てきたわけなんです。いわゆる法人成りの問題に關連しまして、そういう問題が出てきた、そうならなければ、何ればいかにぬという面から、この専従控除の問題を實際問題としては取り上げていきたい。そこで今度は考へ方としては、自家労働という御主張も多し、それらを含めて負担の軽減をはかつていく、こういういろいろな要素が組み合わさつて、今回の制度ができあがつたと思つておる。そこでその際にせしめて根本にさかのぼつて、専従控除制度の税理論解明をどうするのだといふことになつたときに、いろいろ複雑な事情がかみ合はせてやつたがゆえに、純粹の経費として割り切れないという面が残つたわけなんです。やはり負担緩和の一つの趣旨だといふことが、どうしても残つてくるという結果に相なつてきます。そうなつてき

ますというのと、私どもの立場としてこれを純粹経費であると、こう割り切られますと、私どもはやはり、立場上これを切り離すという事は、これはなかなかできない問題であります。ところが、そうでないまいもござるものであるがゆえに、それならば私どもとしての、地方税の理論と地方税としての現実のこの財政面の要求、こういうものを正面にわれわれとしては出さざるを得ないのだ、こういうことで私どもは専従控除の国税並みの拡充は認めないということになつたわけでございます。私がたゞいま申し上げておりますことは、私どもの言っていることも理屈はあるのだ、こういうことを申し上げているのであって、鈴木先生なり松永先生のおっしゃる、いや、国税のやり方だつていいじゃないか、こうおっしゃることまで私は否定しておりません。これは両方に十分理由の立つことである、こう私は考えておるのでございます。

○鈴木壽君 なかなか局長両方に、自分のことも……なるほど、確かにその通りでしょう。そこで、確かに発足当時は一つは政策的だということもありませんし、また別の面から言つて、いわば恩恵的な税のいわゆる申告をさせる、きちんと取り立てるための記帳をさせてやるのだから多少めんどうであり、労力も必要だ、手数もかかるということ、それに対する一つの報奨的な意味も確かにあつたことは私もそれは認めます。と同時に、最近はやはこの問題は単なるそういう観点からだけではなしに、これはやはりさつきも言つたように、日本の個人事業というもののきわめて零細な、その一つのお

くれておるところもありませんけれども、それからだんだんそういう現状にありながらも、なおかつ、そういうものは専従者に対する一つの給与、支払いとして認めざるを得ない、あくまでもやはり一つの給与であるという観点からだんだん強くなつておることは私は確かだと思つて、これだけは私は否定できないと思つて、同時に、将来はやはりその方向に行くべきだと思つて、これは幾ら弟だから、あるいは子供だからといつて、単に食わせているだけで、全然労働に対する対価がないということ、私はこれはおかしなことであつて、幾ら家族の中でもそういうことはもつときちんとされるべきだと思つて、これはしかし、あるいは理想論だと言われるかもしれませんが、いざれ方向としてはそういうものは給与、経費、給与の支払いの一つの形だと見ざるを得ないと思つて、そういう観点に立つてくると、やはり白色といえども私は当然認めるべきだ、多少これは個人的なことになつて、はなはだ恐縮ですが、青色で認めた当初から、なぜ一体ほかのものは認めないのだ、単なるそういう恩恵的な、政策的な面だけではないのかというのを私は実は当初から疑問に思つておつた、その考え方に反対しておつたのですが、所得税で今度白色で、額は少ないけれども認められる、これは非常に大きな前進だと思つて、そういう意味でいわれる負担の均衡とかなんとかいふむずかしいことはそういうことでもありますけれども、当然これは認めていくべきであるといふふうに私は考えるのですが、やっぱり経費と認められませんか、局長。

○政府委員(後藤田正晴君) 確かに先生のおっしゃる通りに、私自身もこの専従者控除の給与制というものが次第に強くなつていくであろうということ、まさにその通りだと私自身も考えます。同時に、税制の将来の方向として、これは将来の方向として、そうなると思つて、私はそれを今一体やるののいいのかわかるといふことになり、これは私は日本の社会生活の現状から見まして実際に家族に給与を支払う、奥さんに月給を払うといふような慣行がないのが実態ではなからうか。そういういたしますれば、税制が社会の慣行に先行するといふことは一体どういふものであるか。私自身はそういう考えを持つてござります。従つて、こういった面、個人事業者の税負担を何らかの形で軽減するといふことであるならば、社会の実態ともならみ合わせて、おのずから別個の方法だつて考えられるのではなからうか、こういう私は考えを持つておつた、遠い先は個人主義になつていくかもしれないが、当分は財政事情がこれを許せば、税率なり、あるいは扶養控除の税額の引き上げ、こういう形でいくのが地方税たる住民税のあり方とも関連してよりいい方法ではなからうか、こういう考え方を持つておるわけでございます、将来の方向そのことについては、これは私は先生の御意見と何ら違つたところはござりませ

ましたように、全部が一人一人独立した給与の格好をとつてやつていくといふことは一挙にはいかないと思つて、それまでを今ここでやれと、ほんとうからいへば、奥さんであれ子供であれ、給与を払つて、その方々は別に税金を払うという格好がだんだんこれからとられていくであろうと思つて、そうなることが正しい。いわば小さくとも事業の経営としてはそれが正しいと思つて、一挙にはできませんけれども、しかし、ここにたゞえば青色申告なり、白色申告なり、ともに専従者控除をやるといふことは事実上そういう一つのステップとして踏み出したことになると思つて、形は少し違つておるけれども、そういう意味で私から認めていくべきであつて、そういう意味で従つて白色でも経費と見て、しかし、厳密に経費と見ると額がこれだけのか、こういう問題も出てきますね。何年たつても昇給しないような、そんなものはおかしな話だし、理屈はいろいろあるけれども、しかし、これはやはり一歩前進だと思つて、そういう形において認めていくべきであらう、こういふふうに思つておつた、これは意見になりませんが、これはどうしても考えていただかなければいけませんし、すでに所得税では今度一歩踏み切つておるから、私は当然そういう形にすべきであらうと思つて、いろいろな地方財政との関係もあつて、経過的な仕組みとしては、あるいは額を多少低く抑えることもあるいはあり得るかもしれない。そういうことがあつてもいいと思つて、しかし、本質的なそういう問題として取り上げる場合には、ど

○鈴木壽君 そこで申し上げたいことは、私も今直ちに、あなたが指摘され

うしても私は専従者控除を白色であつてもそこに導入すべきであるといふことを考えますが、意見みたいになりますから、これについてはこれ以上……

○松永忠二君 今、鈴木さんの言われているのは私も賛成です。それでさつき私ちょっと少しぼんやりしたのでありますが、私が不公平になつておるものが、一そう不公平だといふのはこういうことなんです。青色申告の人が今までの申告控除よりも控除が進んでくると、そうすると、全然申告をしない、申告をしないといふか、普通の事業者、所得税を納めていない事業者と比べてみると、青色の人は控除が進んで一そうよくなつてきておると思つておるのです。そういう僕のさつき言つたのは、白色と青色と、いふ場合には、前々のバランスはないといふことを言つておるわけだけれども、所得税の方で上げたことと比べてみれば、住民税の方は上がらないから不公平だといふことも出ておるわけなんです。それはあなたも認めた。同時に、今度は申告をしない一般の事業者について考えてみれば、白色の申告をしておるような人たちは所得税で控除され、住民税の控除もそれをそのまま適用したんです。そうですね。だから、差がますます開いてくるということ、これは言えると思つておる、それは間違いないですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 私自身はどうも聞かないんじゃないか、こういう気がするのでありますが、あるいは私が質問の趣旨を取り違えておるかもしれませぬので、はなはだ恐縮ですが、もう一度お願いをいたしたいと思います。

○松永忠二君 住民税の所得税を納め

ている人について考えてみると、その青色申告を適用することによって——ちよつとその辺は私間違つていました。だから、その点は後ほど考えてから質問いたします。

○鈴木壽君　そこで、白色申告にも専ら控除を行なうとした場合、やはり当然問題になるのは、きのうあなたがおっしゃってあり、さつき私も確かめました。他の給与所得者との均衡の問題、これは私は確かに一つ考えなければならぬ問題だと思つたのです。いわゆる給与所得者とバランスを失つたような格好で出てきますものですか、私はそれがあつたら、何と申しまさか、そういうものがあつてもいいからやれというには——私は当然今の給与所得者に対して税を低めることをやはり一緒に考えなければならぬ。所得のいろいろ控除なんかをもつと入れてその他の控除というか、その他というよりも所得控除だ、それを私はもつと高めなければならぬと思つた。そういうことでバランスはとられなければならぬ。ところが、そうすると、また一方、ますます減税が大きくなる、ますます税金を納める人が少なくなる、こういう問題が出てくるでしょう。しかし、私はやっぱりそういう問題は、確かに無視できない問題として心配されますけれども、今の不均衡の問題は、どういふ形においてか当然これはなすべきだ。そこで減収なり、あるいは納税者の数が著しく減少してくるといふ問題ですが、そこでしばしば問題になる地方税としての一つの考え方というものが持ち出されるわけなんです。これ一つ私の意見を申し上げてあなた方にお聞きしたいんです。

が、今の地方税に対していろいろ原則めいたことを言われておるんですね。応益の原則だとか負担の分任であるとか、あるいは自主性の原則であるとか、あるいは安定性がなければいかぬとか、独立性がなければいかぬとか、いろいろのことを言われておるんですが、その中で応益の原則をあまり言わないんだ。確かに実際に取扱いには応益ということになっていきますよ、率の問題とかなつていきますけれども、地方税のその一つの何と申しますか、特色をつけるためにこれは言うことでしょうか、今言ったような応益だとか、あるいは負担分任だとか、独立性だとか、安定性だとか言うけれども、応益というものは、その場合にはみんな隠れてしまふんですね。私はやっぱり地方税であつても第一原則は応益だ、それと今言ったように、応益なり、あるいは負担分任の考え方なり、安定性というふうな問題をどう組み合わせていくかという問題だと思つたんですね。まあちよつと本道からそれたようなことを取り上げていくようでありまして、けれども、この点、今後の地方税というものを考えていく場合に、何と申してもこれは大事な問題だと思つた。これなんかこう読んで見ても、至るところに

はもう一ページの間に幾つも出ておるけれども、応益の原則が大事だなんてことは一つも書いてない。一つも書いてないというのはいちよつと言い過ぎかもしれません。そういうことだけで、私は地方税というものは割り切ることができない。それはなぜかという点、現在の地方税のいろいろな税種目

なり、与えられている税源というものは、その範囲に限定してあるからこういうことをやらざるを得なくなつてくる。減つちや困る。地方団体の、さつきもお話がありました。青色の控除もやられちゃ困ると、地方団体の前からのわれわれに対する事情もある。まして白色でやるというなら、目の玉をひっくり返してびっくりするかも知れません。それは小さなワクの中で考えているのだからそういうふうなことになるのであつて、私はもつと税源の問題なり、税種目の問題等、みな検討した上でやはり地方税、国税通じて応益の原則というものは私は税として当然立てられるべきだと思つた。それに負担分任の問題なり、あるいは応益の問題なり、あるいはその他の問題を伺

かといふこと、どう組み合わせていくかといふことにならなければならぬと思つた。少くも、少くも迂遠な論論のようであるけれども、その点どうでしょう。

と申します。従つて、私もが申し上げておきますのは、やはり能力原則を根拠に置きつつ、地方税と国税との特色として違つておるところは、どういふところだ、こういう点を私どもが申し上げておるにすぎないのでござい

ます。私どもが、いろいろな文章等で、ややその面があまり強く出過ぎているというふうな御指摘をございしますが、あるいはそういう、私もあまり自己の立場を主張するに急なるの余りに、そういうことになつておる面もあるのかと思つた。根拠はあくまでも能力原則が背後にあるというところは間違いない事実でございします。従つて、その点を考えますと、現在の地方税には負担分任の名のもとに、あまりにも零細なものにまで負担を求め過ぎているといふこと、これは実は私自身も否定をいたしておりません。こういう面については、おっしゃる通りに、やはり税源配分の過程を通じて、できるだけ是正をはかつて地方税についても近代化的な税制に逐次切りかえていく、こういう必要性がこれはあることは申すまでもございしません。ただ、私どもが負担分任と一口に申しておりますのは、やはり地方税は国税と模様がやや違って、村や町の経費は、ともかく町の人なり村の人が何がしかは出合つて、そういう面が国税よりは若干強く出てくる、こういう点を申し上げておるにすぎないのでございします。

ですが、しかし、やはり根拠に流れている考え方というものは、確かに、あなた方は応益の原則だ、ちよつとおつちよつと、どうしても表面に出ておるとか、あるいは負担分任とか応益とかと、そういう面だと思つた。私は、負担分任の端的な現われは、言うまでもなく住民税における均等割の問題だと思つた。やはりこういうものが、しかも額が法で定められて、最高限もきめてありまして、こういう形においてやられるということは、何と申しても、やはり負担分任というものが強く考えられておる結果から来るものだと思つた。もつとこれが、何とい

いますか、ゆとりのある均等割だつたら、私はまた考えようもあると思つた。私ども、もうきちんと定められておる。しかし実際は、今度取る方は、最高限か、それに近い額を取つておる。低めることはどこもやらない。こういう点にはやはり私は、地方税として、応益の原則はあくまでもそれは根拠として考えているのだと、ちよつと申す。必ずしもそれが強く支配しておるという格好ではないと思つた。ですから、こういう点も、私今後の、いわゆる税制改正といふ言ひで、特に私は、そういう場合に、よく言われる言葉でありますけれども、国税地方税を通じて、全体の問題として、今後これは十分検討されていかなければならぬ場面に來ておると思つた。それから、そういう場合に、ぜひ一つ、これは考えてやつておきたいと思つた。

いから不均衡が生ずるといふことに、直接にはならないかもしれないですが、しかし、白色申告を認めれば、住民税の中でやアンバランスなところが是正できる。ところが、青色申告だけ事業税の方でそういうことをやっておるので、住民税の方について考えてみると、青色申告をしておる人たちは、住民税の方でも、軽減措置がなされてきますね、基礎控除の問題について考えてみると、そうじゃないですか。だから、青色申告をやっておる人たちについては、住民税の方では、従前よりも住民税の方も軽減をされてきますね。これは基礎控除は所得税における計算と同様な方法によって算定をするということになるので、これはそういうふうになると私は思うのですが、これは間違いないんですか。

○政府委員(後藤田正晴君) 住民税の場合におきましては、八万円を限度とするということ、いじっておりませんので、負担の関係は変わらないわけでございます。

○松永忠二君 そうすると、その青色申告の場合でも、基礎控除が所得税の方で上がってきておる、そういう場合でも、住民税の方は遮断をして、そういう関係をなくせると、ああそうですか、それじゃ、住民税の方へはね返りはないわけですね、わかりました。

○鈴木壽君 そこで、今の住民税の問題で、利子所得、退職所得、山林所得の、これの課税の分離の問題ですね、これについてちょっとお伺いしたいと思えますが、まあいろいろ私もこれを見ました。見ましたが、特に私、山林所得等の分離課税という問題ね、やっぱ

りもう少しきちっと割り切った考え方で、今の分離所得課税でない方法にやるべきでないだろうかというふうなことを感じましたが、この三つの利子所得とそれから退職所得と山林所得の問題について考え方を聞きしたいと思えます。

○政村委員(後藤田正晴君) 御質問の中の利子所得は、これは住民税では利子は対象になっておりませんので、御質問の御趣旨は総所得とそれから退職所得と、それと山林所得の分離の問題だと思います。

そこで、この分離をとりましたのは、実は従来は第一課税方式の場合に、国税に乗っかっておりましたので、従来から第一課税の場合には分離課税と、こういうことに相なっておったのでございます。ただ、ただし書きの場合には分離課税をしてなかった、こういう面があったわけでございますが、今回の改正におきましては、いづれにせよ、負担の加重を来たすという点はいかがなものだろうかというふうなことでいずれも第一課税方式に準じて分離課税を認める、こういうことにしたのでございます。

そこで問題は、まあ退職所得は、これはやはり私は分離課税をしまして、累進税率の適用を緩和をするということが何と申しましても趣旨であるうと思えます。と申しますのは、退職所得の性格が老後保障的なものでございまして、一時に支給せられるからといって、当該年度で高い累進税率をかけるという事は、この所得の性格からしても適当でない、これはやはり私は分離課税をして累進税率の緩和をはかるといふ必要がある所得だと考えておりま

す。問題は、この山林所得にあると思えます。山林所得の場合には、まあこれは税の問題ではございせんけれども、戦後いろいろな改革があつて、富の均分化ということが行なわれておるにかかわらず、山林所有者だけが今非常にいわば恵まれた立場にあるといふたようなことから、山林所得に何らかの課税をしたらどうか、こういう御意見が強く出ていることも事実でございますが、ただ、私も考えましたこと、山林の場合には、何と云つても資本の回収に少なくとも三十年は要するだろうと、こういった点を考えますと、やはり山林所得者については、資本の回転率が悪い、こういったことも考え、さらにまた、現在のいわゆる大山林地主というものは、現実には第一課税方式の市町村に住んでおる者が比較的多い、こういうことも事実でございます。そういった点も考えまして、今回の改正におきましては、第一課税方式に準じて分離を認める、この方がいいんじゃないか、こういう結論で山林所得についても分離課税を認める、こういう処置をとつたのであります。

○鈴木壽君 今の山林所得の問題ですが、その前に利子所得については、ちょっと私感違ひしておりましたので、取り消します。山林所得の問題の分離課税の問題ですが、これはまあ一々のケースを拾えば、いろいろな問題があるけれども、やはり実態からして、分離課税ということには、むしろそういう特定の人を税の面で不当に擁護するような格好になっておると思つて、やはりあれでしようかな、全部所得を総合して、それで課税をする

いう処置をとれないものですか。これはたとえばこういう場合もあると思つた、一回何十年間で切つた、そして大きな所得を得た、こういうふうな場合ももちろんあると思つて、他にまた仕事もあつていながら、それで大きな収入を得ている人がずいぶんあるんですね。私も特に山国、山林の国であるから、そんなところが目につくかもしれないんですが、だから、そういう点からいって、私はやはりそういう問題は、たとえれば百のケースをそれぞれ一つ一つ当たつた場合には、いろいろな問題があるとしても、全体としては、やはり総合課税というふうにするべきだと思つて、それがね。何かちょっと踏み切りが悪いような感じがするのですがね。

○政府委員(後藤田正晴君) お説のように、山林所得につきましては、分離課税とあわせて五分五乗方式と、この二つの問題がございまして、これらの点につきましては、御質疑のような考え方の御意見もございまして、他方、やはり山林の特殊性にかんがみて、分離課税と五分五乗方式がいんだ、こういった考え方もあるわけでございます。ただ、この所得の中には、経済的な山林所得というものと、一時的な山林所得というものは、むしろ別個に考えるべきじゃないか。経済的な山林所得については、おっしゃるよう

に分離課税の必要もなければ五分五乗方式も必要ない。ただ一時所得については、これはやはり分離なり、あるいは五分五乗が必要ではないか、こういう意見もあるわけですが、これらの意見につきましては、税制調査会でも最終

結論が実は留保になつておるという次第でございます。従ひまして私どもとしてもこの山林所得の取り扱いについて、これで最終であるというふうには考えておりませんので、税制調査会等の審議で結論が出ますれば、私どもはその結論に従ひたい、こういう気持を持っております。

○鈴木壽君 こういうものを見ただけでは、簡単にわかりませんが、調査会の方向、考え方として、まだはつきりあなたの方としてはつかみ得ないので、これはもちろん結論は今後に持ち越しするような格好になつておりますけれども。

○政府委員(後藤田正晴君) 調査会の委員の先生方は、各方面の専門家の非常に偉いお方ばかりでございます、私どもではどういふ結論が出るのか、ちょっと今のところわかりかねるような次第でございます。

○鈴木壽君 これはしかし、調査会でどういふふうになるか、それはまあつかみ得ない実情だと思つて、いろいろ資料なり、見解なりは、あなた方も述べられるでしょう。その点はどうです。

○鈴木壽君 じゃ、これはまた調査会の問題もありましようから、ただ私はやはり実態からいって、確かにきわめて一時的なそういう場合もあることは、私も先ほど認めておつた通りであります。私、むしろ山林の所有者という

○鈴木壽君 じゃ、これはまた調査会の問題もありましようから、ただ私はやはり実態からいって、確かにきわめて一時的なそういう場合もあることは、私も先ほど認めておつた通りであります。私、むしろ山林の所有者という

○鈴木壽君 じゃ、これはまた調査会の問題もありましようから、ただ私はやはり実態からいって、確かにきわめて一時的なそういう場合もあることは、私も先ほど認めておつた通りであります。私、むしろ山林の所有者という

○鈴木壽君 じゃ、これはまた調査会の問題もありましようから、ただ私はやはり実態からいって、確かにきわめて一時的なそういう場合もあることは、私も先ほど認めておつた通りであります。私、むしろ山林の所有者という

○鈴木壽君 じゃ、これはまた調査会の問題もありましようから、ただ私はやはり実態からいって、確かにきわめて一時的なそういう場合もあることは、私も先ほど認めておつた通りであります。私、むしろ山林の所有者という

○鈴木壽君 じゃ、これはまた調査会の問題もありましようから、ただ私はやはり実態からいって、確かにきわめて一時的なそういう場合もあることは、私も先ほど認めておつた通りであります。私、むしろ山林の所有者という

○鈴木壽君 じゃ、これはまた調査会の問題もありましようから、ただ私はやはり実態からいって、確かにきわめて一時的なそういう場合もあることは、私も先ほど認めておつた通りであります。私、むしろ山林の所有者という

ものは、毎年切っていつてやっつけている、しかも、一方には田も作っている、あるいは何かの仕事もしている、こういうのが実態として多いと思うのですね。ですから方向としては、私は総合的に課税をする、特殊な場合や何かの取り扱いのことは、たとえば退職給与のそれに対する扱いみたいなことは、一つのやり方としては考えてもいいと思うのですがね。まあしかしこれは、今申しましたように調査会の結論の問題もあるでしょうし、一つ皆さん自身としてもこれは検討すべき問題として考えておいていただきたいと思いません。

○委員長(増原恵吉君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(増原恵吉君) 速記を起こして。

○松永忠二君 さっきから少しもたしたしている、そこを一つはつきりして終わりたいと思うのですがね。どう考えてみても不公平が増すというところの理由ですな。これは全然所得税を納めていない事業者と、所得税を納めて青色申告をしている者については、税金を納めるところの差がどうかということじゃなしに、今まで青色申告をしてきた者は、とにかく基礎控除も多くなつて税金が減税される。所得税の方でも減税されれば、事業税の方でも減税される。しかるに、税金を納めていないものだから、税においては何も差が起きないけれども、青色申告をしている者はますますそういうふうになつて減税されているのに、個人事業者についてはちよつとも恩典がない。たまたま個人事業者の中で白色申告して

いるものがせめてまずちよつとした段階のところ上げてもらえれば、専従者控除を認めれば、また、そのところにもアンバランスの段階はつくのに、このままおいていかれたのではまずまず差がつくのではないか、そういうことは明らかに従前より差がつく、そういう見解は私は持っていると思うのですよ。そういうことを聞いていたわけなんです。

○政府委員(後藤田正晴君) 確かにおっしゃるように、所得税の場合に欠格者と有資格者と比べてみれば、有資格者の方は差があるのに欠格者は一向変わらない、これはそもそも税を納めていないのですから、納めた人が軽くなつたということでは納めてない人は喜んでいただく以外に方法がない。問題は住民税の方でございます。そのときに、所得税の欠格者でも住民税を納めている人があるのだから、その人についてせめて何がしかの措置をすれば同じように喜んでもらえるようになるのではないか、こういう御趣旨だと思いますが、これは私はまさにそういうことが成り立つと思ひます。ただ、私どもとしては、事業税については専従者控除を認めるということでは軽減の措置を講じておりますので、その点はつけ加えておきます。

○委員長(増原恵吉君) 残余の質疑は、次回に譲ることにいたしました、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

昭和三十六年五月二日印刷

昭和三十六年五月四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局